

職員団体との意見交換会の議事要旨

(開催日時)

平成26年8月27日(水) 9:00~10:42(102分)

(開催場所)

札幌第1合同庁舎15階1・2号会議室

(出席者)

当局側(北海道開発局)

山崎 弘善(開発監理部長)、對馬 一修(開発監理部次長)、
池下 一文(総務課長)、滝口 敦嗣(人事課長)、松山 憲夫(職員課長)、
藤田 望(総務課総務企画官)、矢野 政明(人事課人事対策官)、
高原 直城(人事課長補佐)、越智 俊光(人事課長補佐)、
上野 稔和(職員課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合)

藤田 晃久(書記長)、熊倉 輝人(中央執行委員(企画部長))、
服部 雅欣(中央執行委員(組織部長))、後藤 絵理子(中央執行委員)、
加藤 健吾(中央執行委員)

(議題)

- (1) 2015年度勤務条件改善に関する要求について
- (2) 人事評価制度について

(要旨)

<組織・機構>

(職員団体) 職場では業務量が増加し、内容も複雑・多様化していることから、上位の職責ポストの確保は、円滑に事業を執行する上で必要と考えている。こうした組織の整備は、職員の士気を高めることにも繋がると考えるが、当局の考え方を聞きたい。

(当局) 平成27年度組織改正については、簡素で効率的な行政組織の確立という政府方針を踏まえつつ、今後の開発事業の見通しや行政サービスの質の維持などを総合的に検討し、要望する考えである。

(職員団体) 組織の統廃合は、職員の生活環境に大きな変更を伴うなど、勤務条件に大きな影響を及ぼすものである。考え方が具体的になり次第、しっかりと職員説明をお願いしたい。

(当局) 組織の統廃合については、できる限り職員の負担とならないよう生活環境等に配慮するとともに、職員には、説明できる段階で、速やかに周知していきたい。

<職員の給与>

(職員団体) 人事院勧告が8月8日に出されたが、開発局で働く職員の給与に対して、当局の基本的な考え方を聞きたい。

(当局) 職員の給与については、人事院の勧告をもとに国会において決定されるものであり、当局の権限の及ばない事項であるが、職員の勤務条件に関わるものであることから、当局としても重大な関心を持っているところである。

<級別定数>

(職員団体) 職員の処遇改善が図られるよう、行(一)5級・4級を中心とした級別定

数の拡大を求める。

(当 局) 級別定数の改定については、職員の年齢構成の変化等を考慮し、処遇の改善に向け、引き続き本省北海道局と連携して対応していきたい。

(職員団体) 行(二)職員の処遇改善については、引き続き最大減の努力を求めるが、当面、5級・4級枠の確保を求める。

(当 局) 行(二)職員の上位級については、これまでもその確保に努めてきており、一定の枠は確保できていると考えているが、今後も必要に応じて、本省北海道局と連携して対応していきたい。

<諸手当(特殊勤務手当)>

(職員団体) 手当の新設・適用拡大・増額の要求については、職場実態から出されたものであるが、当局としてどう考えているか。

(当 局) 当局としては、勤務の実態を考慮しつつ、引き続き、本省北海道局とも連携して対応していく考えである。

<再任用>

(職員団体) 我々は、希望する職員全員の再任用とフルタイムでの勤務を求めているところであるが、当局の考えを聞きたい。

(当 局) 当局では、平成19年度以降、厳しい定員状況等による新規採用職員の採用抑制が続いた結果、若年層の職員が極めて少ない歪な年齢構成となっている。こうした職員の年齢構成の適正化を図るため、平成27年度の再任用については、短時間勤務としたところである。

(職員団体) 短時間勤務の場合、超過勤務ができないことから、せっかく配置されても、活用に支障が出ているとの職場の声があるが、当局としてどう考えているか。

(当 局) 短時間勤務については、その趣旨から、災害等の場合以外は原則として超過勤務を命じないこととしている。再任用職員の配置に当たっては、知識・経験・能力などを考慮しながら、配置先や業務内容を決定していく考えである。

<人事評価制度>

(職員団体) 人事評価制度の職場での運用実態や課題について、当局として、どのように捉えているのか。

(当 局) 概ね適正に実施されていると考えている。しかしながら、日常のコミュニケーション不足により、人事評価制度の目的等が理解されていない面も一部見られるため、評価者に対し、研修等でその重要性について、引き続き周知徹底を図っていく考えである。

(職員団体) 人事評価については、評価結果の全面開示を行い、透明性を確保しつつ、調整者・評価者・被評価者がそれぞれの立場で納得性を持った制度となるよう、運用面での改善努力を求める。

(当 局) 人事評価制度の適正な実施については、評価者、被評価者両者による十分な理解と認識が重要だと考えている。新たに評価者や被評価者となった者には年度当初に説明会を行うなど、両者に対して、様々な研修等を通じて理解促進に努めているところである。引き続きこれらの取組を継続し、制度の適正な実施を図っていきたい。評価結果の全面開示については、制度に関わる事項であり、当局としては措置し得ない。

※文責は北海道開発局当局(今後修正があり得る)